

利用者・職員各位

新型コロナウイルス感染症によるサービス利用・勤務の可否について

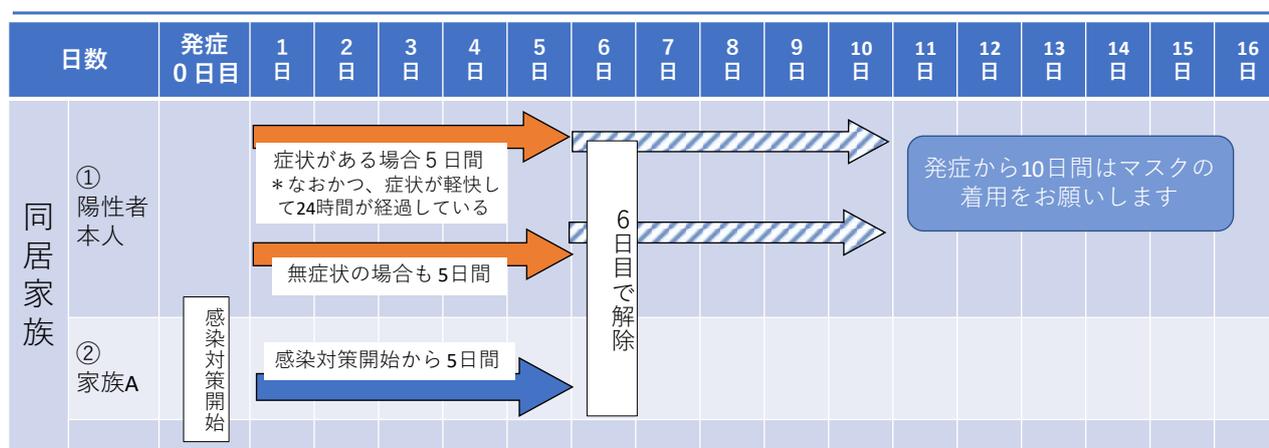
いつもにじのこの事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更に伴い、ガイドラインの見直しを行いました。ハイリスク者等への支援を行う事業の特性により、一般の判断基準と比べて、皆様をお願いすることも多くなってしまいますが、ご了承ください。また、ケースにより個別に判断させていただきますこともあります。

今後も感染対策に努めてまいります。皆様のご協力よろしく申し上げます。

本人・家族が陽性になった場合の考え方

 : 療養期間
  : 健康観察期間
 : マスク着用推奨期間



*「症状の軽快」とは解熱している、咳や倦怠感など感染症の症状がないこと

陽性者は、同居している家族等があとから陽性になった場合でも、療養期間の延長はありません。ただし、家族内に陽性者がいる間に療養解除になった時は、家族内にウイルスが存在している状態ですので、マスクや手洗いを念入りにするなど家族内外での感染対策には十分気を付けてください。

- ・ご本人、同居のご家族に発熱などの体調変化がある場合には、連絡をお願いします。
- ・陽性となった場合は10日間が経過するまでは、検温などの健康状態の確認をお願いします。
- ・マスクの着用に関しては任意ですが、感染が拡大している場合には、一時的に着用を呼びかけるなど、より強い感染対策をお願いする場合があります。

*このガイドラインは厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について」を参考に作成しました。

以上